

株式買取請求の法務と税務』お詫びと訂正

本書におきまして誤りがありました。謹んでお詫びするとともに下記のように訂正いたします。

株式会社 中央経済社

P159 頁 図表Ⅱ-1-19 の「申告分離課税を選択」欄の税率欄
(誤) 住民税 5% (正) 住民税 3%

P232 頁 図表Ⅱ-1-50 ①株式買取

「買取請求に基づく買取」の矢印の向き

(誤) 反対株主 ← 完全子法人 (正) 反対株主 → 完全子法人

「対価支払」の矢印の向き

(誤) 反対株主 → 完全子法人 (正) 反対株主 ← 完全子法人

P233 (ii) 認識時期 最終行

(誤) 買取対価支払日 (正) 株式交換日(移転日)

P253 2 行目

(誤) (会社法 16) (正) (会社法 469)

P269 ③支払調書

2 行目

(誤) 「交付金銭等の支払調書」 (正) 「株式等の譲渡の対価等の支払調書」

3・6 行目

(誤) 「所法 225①十一」 (正) 「所法 225①十」

7 行目

(誤) 「30 万円」 (正) 「100 万円」

7 行目

(誤) 「所規 90 の 3②」 (正) 「所規 90 の 2②」

9・10 行目 「交付金銭等の～参照されたい。」を削除

P276 ③の 2～3 行

(誤) 「…Buyer には端数のみが交付されるようにする。」

(正) 「…Buyer には整数が交付され少数株主には端数のみが交付されるようにする。」

P330 図表Ⅱ-6-6 役務提供時の最終行

(誤) 新株予約権△200(当期の増) (正)新株予約権△200 (当期の減)